

台風第 19 号 関連情報
住宅の応急修理について



ターゲット 13.1

令和元年 10 月 23 日
郡山市建設交通部
住宅政策課
TEL : 924-2631

【10/23 14:45 送信】

台風 19 号に係る住宅の応急修理について、福島県災害対策課ウェブサイトに当面の留意事項が掲載されましたのでお知らせします。詳しくは、下記県のウェブサイトをご覧ください。

制度詳細、受付開始等は、決まり次第お知らせします。

【住家の応急修理に係る留意事項】

台風 19 号による住家の被害の修理については、近日中に受付開始予定の災害救助法に基づく住宅の応急修理制度が活用できる場合があります。ただし、すでに修理業者と契約された方で、自ら支払いをなされてしまうと当該制度の適用対象外となりますので、ご注意ください。

福島県災害対策課ウェブサイト

(台風第 19 号により住家に被害を受けた方への当面の留意事項について)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/jyuukahigai.html>